明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（七〇）　六
〔政　令〕
○令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三一八）　二
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一九）　三
○放送法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による業務規程の届出及び公表の期限を定める政令（三二〇）　三
〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁二一）　四
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第十一条第一項の規定による立入検査をする中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（経済産業一六九）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター・独立行政法人中小企業基盤整備機構）関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四八
会社その他
会社決算公告　二八

本号で公布された法令のあらまし

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（法律第七〇号）（こども家庭庁）

1　趣旨

昭和二三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成三一年に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第一三条及び第一四条第一項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定することとした。（前文関係）

2　総則

(一)　趣旨

この法律は、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間において施行されていた優生保護法をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第二項関係）

イ　昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に、旧優生保護法第三条第一項、第一〇条又は第一三条第二項の規定により行われた優生手術（母体の保護のみを理由として旧優生保護法第三条第一項の規定により行われた優生手術を除く。）